

第108回 人口・社会統計部会 議事概要

1 日 時 令和元年8月30日（金）13:00～15:30

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、北村 行伸、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、東京都

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室：中原室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 概 要

○ 8月29日開催の第140回統計委員会において部会の審議状況について報告した際の委員からの意見を共有した後、前回部会において整理・報告が求められた事項（①「新規学卒者の初任給額及び採用人」を把握する調査事項の削除、②労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除、③労働者の「職種番号」（職種区分）の見直し）について審議が行われた。

○ 審議の結果、「新規学卒者の初任給額及び採用人」を把握する調査事項の削除、及び労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除については、調査実施者において改めて検討・整理の上、次回部会において引き続き審議することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

○ 前回部会で整理・報告が求められた事項に係る再審議

ア 新規学卒者の初任給額及び採用人員を把握する調査事項の削除【事業所票】

- ・ 新卒一括採用が徐々に減っていくと言われている中で、新規学卒者にこだわる必要があるのか、検討の余地があると考える。同じ会社で、浪人・留年した人とそうでない人の初任給に差異が生じているのかどうか、新たに追加する新規学卒者か否かを把握する調査事項の情報をを用いて検証・分析を行い、引き続き、当該調査事項を把握す

る必要があるのか、検討すべきと考える。

→ 当初案の労働者の経験年数と年齢の情報を基に新規学卒者とみなして集計を行う場合、転職者も含まれる可能性があるため、新規学卒者に集計対象を限定する意味でも、新規学卒者か否かを把握する調査事項は必要なのではないか。

→ 新規学卒者の初任給額の平均値を求めることが目的なのであれば、例えば、同じ勤続年数0年でも、22歳の人と23歳、24歳の人との初任給額に差異がないことが検証結果から明らかになれば、将来的には、報告者負担軽減の観点から、あえて新規学卒者か否か調査せずとも、22歳の人との集計結果のみで初任給額の平均値を求めることで足りるものとする。

- ・ 従来の事業所票では、全ての新規学卒者の初任給額のうち最頻値を把握していたのに対し、個人票は抽出調査のため、新規学卒者が抽出されなかったり、イレギュラーな賃金を貰っている人が抽出されるなど、誰が抽出されるかによって、当該データを基に集計する新規学卒者の初任給額については、ばらつきが生じる懸念がある。このため、統計学的には、むしろ、従来の事業所票により最頻値を把握した方が良く、個人票のデータを用いた代替集計に変更する積極的な理由には、なり得ないのではないか。

- ・ 産業、事業所規模別の抽出率が分かるような資料を提示してほしい。

→ 産業や事業所規模別にみた事業所票と個人票を用いた代替集計による初任給額の差異が分かるような資料も提示してほしい。

- ・ 個人票のデータから初任給額を代替集計するよう変更することに伴い、公表時期が遅れることになるが、利活用との関係において支障等は生じないのか。

→ 行政上において、政策指標や政策決定等に直接利用されているという状況は確認できなかったが、例えば、毎年1月から2月頃に、春闘の方針決定の参考資料として利活用されていると聞いている。

→ 統計委員会での意見を踏まえ、経団連を通じて幾つかの企業にヒアリングしてもらったところでは、影響がないとは言えないものの、他の情報等で一定の対応は可能とのことである。従って、公表時期を変更してもやむを得ないとするだけの根拠があればやむを得ないと思うが、潜在的な統計ニーズがあることも考えられる中、現状の説明では弱いため、次回部会で明確かつ丁寧に説明してほしい。

- ・ 従来の事業所票による初任給額の把握に係る報告者負担の実態等についても、バックデータとして、次回部会で提示してほしい。

イ 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除【個人票】

- ・ 「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」の3手当を含んだ場合と除いた場合の未満率・影響率の比較・検証は行っているか。

(注)「未満率」とは、最低賃金額の改正前に最低賃金額を下回っている労働者の割合のことをい
い、また、「影響率」とは、最低賃金額の改正後に最低賃金額を下回ることとなる労働者の割

- 合をいう。
- 行っていない。
- 本調査事項を削除することに伴う影響度を判断する上で重要なデータとなることから、資料として提示してほしい。
- 次回部会で提示したい。
- ・ 実態として、最低賃金の審議には、一般統計調査である「最低賃金に関する実態調査」（一般統計調査）の結果が利活用されているとしても、同調査の回収率は5割にも満たない状況であり、調査結果の偏りが生じている懸念もある中で、同調査結果で代替可能とする説明には疑義がある。
 - 「最低賃金に関する実態調査」については、点検検証部会において重点審議の対象とされ、サンプリングが製造業に大きく偏っているなどの問題が指摘されている中で、本調査事項を削除する理由として、同調査結果による代替可能性に依拠した説明は、適切ではないと考える。
 - 本調査事項については、最低賃金の審議に資することを目的として、特定産業の小規模事業所を対象に調査してきたが、実際には、あくまで参考資料として提示しているに過ぎず、結果公表も行っていない状況にあり、利活用が限定的であることから、報告者負担を考慮して削除したいと考えている。
 - 他調査による代替可能性を押し出すのではなく、利活用も限定的である中で、報告者負担を強いてまで調査する必要性が乏しいため削除するとの説明の方が、自然ではないか。

ウ 労働者の「職種番号」（職種区分）の見直し【個人票】

- ・ 「弁護士」や「一級建築士」など、資格が必要な職業に従事する者の賃金はどうなっているかというデータは、当該資格者の供給管理など、今後の資格制度の在り方を検討する上でも重要な指標と成り得ることから、資格を要する職種区分については、引き続き残してほしい。
 - 「弁護士」については出現率が小さいため、誤差も非常に大きく、経年変化も激しいことから、単独での表章は困難である。今回の職種区分の設定に当たっては、表章可能性を考慮し、原則、日本標準職業分類の中分類ベースで設定したいと考えている。ただし、中分類の「医師、歯科医師、薬剤師、獣医師」のように、個々に相応のサンプルサイズがあり、それぞれ特殊なものについては、個別に判断して、小分類ベースで職種区分を設定しているものも一部ある。
 - 職種区分としては区分して把握した上で、結果表章の段階で統合した区分で公表するという方法も考えられる。
 - 変更案でやむを得ないものとするが、今回の変更では、職種区分の名称のみならず、カテゴリーも大きく変更されることを踏まえ、これまでの職種区分との比較可能性等にも配慮し、統計利用者等に対して丁寧な説明を行うようお願いしたい。

6 今後の予定

次回部会は、令和元年9月10日（火）14時から総務省第2庁舎7階中会議室において開催することとされた。

（以 上）